

●平成24年度 監査テーマ 公有財産に関する財務事務及び枚方市土地開発公社における保有土地に関する財務事務について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【2】個別的事項(現地調査案件)

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4現在)
24	<(2) 長尾谷町3丁目ごみ集積場について> ごみ集積場の活用状況について把握すべき 〔報告書53ページ〕	現地調査の結果及びその後の所管課の確認により、当該集積場は利用されていないことが判明している。長期間にわたり放置されると不法投棄や不法占拠の温床となるリスクも考えられる。一方、個別に集積場の活用状況を把握し、市全体の観点から遊休の状況を把握することで、有効活用や将来的なごみ集積場の確保の方針等に関する有用な情報の入手も期待される。 ごみ集積場の活用状況を適切に把握すべきである。	環境部	・GISシステム上で減量業務室所管の「ごみ置場」と行政財産の「ごみ集積場」のデータを照合するとともに現地調査を行うことによって、ごみ集積場のうち未利用となっているものを確認した。また、未利用ごみ集積場の把握のためGISシステムの情報を共有した。
25	<(5) 香里ヶ丘1丁目ごみ集積場について> ごみ集積場の活用状況について把握すべき 〔報告書57ページ〕	結果No.11-1で指摘した集積場と同様、未利用のごみ集積場であった。不法投棄等の温床となるリスク、有効活用等に関する有用な情報の入手の観点からごみ集積場の活用状況を適切に把握すべきである。	環境部	・GISシステム上で減量業務室所管の「ごみ置場」と行政財産の「ごみ集積場」のデータを照合するとともに現地調査を行うことによって、ごみ集積場のうち未利用となっているものを確認した。また、未利用ごみ集積場の把握のためGISシステムの情報を共有した。
27	<(14) 船橋小学校について> 所管する土地の現状を適切に把握すべき 〔報告書70ページ〕	小学校及び所管課である学校規模調整課は、当該土地の一部がごみ集積場となっていることを認識していなかった。ごみ収集車のルートを管理する減量業務室は把握していたが、当該情報が関係者に共有されていない。また、市はごみ集積場の変更を了承する際には、住民が土地所有者(当該ケースでは市であり、所管課である学校規模調整課)の了解を得ているか確認すべきである。	環境部 管理部	【減量業務室】 ごみ集積場の設置に関しては、市が指定するのではなく、住民からの申し出を受け、収集車両が通行できるか否かの現地確認を行なった上で、集積場の登録(GISシステム)をしているが、従来からごみ集積場の設置に関する確認事項である「相談時における土地所有者や周辺住民への了解を得てもらうことの説明」及び「申し出時における了解を得ているかの確認」など、ごみ集積場設置の処理手順を再確認するとともに、手順の漏れを防ぐ為、GISシステムへごみ集積場の登録をする際に使用する「報告書」へ申し出者が土地所有者や周辺住民の了承を経たという報告を受けたことのチェック欄を設けた。 【教育環境整備室 学校規模調整担当】 市立学校園の敷地をごみ集積場として使用している箇所を調査した結果、該当箇所は船橋小学校だけであった。このごみ集積場は、「空き缶、びん・ガラス類」及び「ペットボトル・プラスチック製容器包装」の集積場であったが、現在では、「空き缶、びん・ガラス類」のみのごみ集積場となっている。本用地については、今年7月からスロープ設置工事に着手する予定としており、地元住民、減量業務室と協議し、ごみ集積場の移設を行う。 なお、今後所管する土地については、所管替え時に確実な情報共有が図れるよう、引継ぎ書類への特記事項の明記や現地立会などを行い、行政財産として適切な管理に努めていく。